平 成 27 年 2 月 2 日
日 本 学 術 会 議 事 務 局
管 理 課 用 度 ・ 管 理 係

調　達　公　告

件　　名	日本学術会議ビデオ会議システムサービス
ボックス番号	⑤
数　　量	一式
作 業 内 容	別紙仕様書の通り
契 約 期 間	平成27年4月1日から平成28年3月31日
見積提出期限	平成27年2月10日（火） 正午 （郵送の場合は2月9日（月）18:00）
見積書、関係書類提出先及び仕様書交付先	〒106-8555 東京都港区六本木7-22-34 内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係 ℡03-3403-1930
担 当 者 名	用度・管理係　佐藤、西田
仕様書問合せ先	内閣府日本学術会議事務局企画課情報係
担 当 者 名	情報係長　星　瑞夫
競争に参加する者に必要な資格及び注意事項	①別添の「オープンカウンター方式について」を参照 ②参加者は、見積書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（別記）に誓約したものとする。

ビデオ会議システムサービス
仕様書

日本学術会議事務局企画課

1　調達の目的

本件は、日本学術会議内会議室と遠隔地の会員・連携会員とを最大20拠点まで画像・音声で結び、遠隔地からの会議参加者が当会議を訪れることなく、円滑な会議運営の実現を図るためのビデオ会議システム及びサーバシステムについての提供、運用管理の一式を求めるものである。

2　調達の内容

(1) 運用期間

平成27年4月1日(水)から平成28年3月31日(木)まで

(2) 提供サービス

① 利用者がパソコンとインターネット回線を保有することにより、直ちにサービスの提供を受けることができるものであること。

② 最大２０拠点までの遠隔地間を画像と音声で結び、スムーズな会議の実現を図ることができるものであること。

③ スマートフォンやタブレットに対応できるサービスであること。

④ スマートフォンやタブレットを使用する場合を除き、端末利用者側において専用のソフトのインストールを不要とし、特定のＯＳに依存しないものであること。

⑤ サーバについては、提供されるサービスについて安全かつ適正に動作する環境が提供できるものであれば、あえて専用サーバを新たに立てる必要はなく、機能及びセキュリティが十分に満たされればレンタルサーバであっても構わない。ただし、データの安全性の観点から、データセンターが日本国内にあること。

(3) 保守･管理

① 事業者においてサーバ及びシステムの管理全般を行うこと。

② サーバについては、ハードウェア及び通信状態をデータセンターで２４時間365日管理されるものとし、OS等のセキュリティ・アップデートが常時行われ、ファイヤウォールを備えるなどの適切なセキュリティ対策が講じられたものを使用し、サーバ管理者（事業者）はデータセンターと連携の下、ログのチェックや適時モニタリングによる管理を行うこと。

③ バックアップについては、データ（投稿データ、添付ファイル）は毎日、システム部分を含むフルバックアップは有効性のある間隔で各々実施され、バックアップデータは適切に保管され、緊急時には速やかに原状に復元できること。

④ システム障害については、速やかにその原因を調査し、日本学術会議事務局システム担当者に詳細を報告し、速やかに適切な修正を行うこと。また、障害によって破損が発生したデータについては、可能な限りの復元を行うこと。

3 サポート

(1) 操作方法等について不明な点が発生した場合には、２４時間３６５日電話によるサポート体制が確立されていること。また、Web会議システムを利用した「見える」サポート等についても必要に応じて対応することができること。

(2) システムの基本操作方法等について、体験できるセミナー等を定期的に開催するこ

と。また、遠方からの参加者のために、必要に応じて、Web 会議システムを利用した操作説明会を開催すること。

(3) 操作方法の詳細について、簡潔に理解することのできる利用者マニュアルを作成すること。

4 情報セキュリティー要件

(1) データセンター側における運用の安全性の確認方法

①データセンター契約時には、ISMS 取得業者を選定し、定められた与信審査を行うこと。運用開始後は、随時担当者がデータセンターへ立ち入りをし、各サーバが正常稼動しているかの点検及び保守を行うこと。

② 機密性について

データセンターでは、ビル自体の入館、データセンターの入室、ラック開錠をすべて有人にて監視チェックを行い、侵入者に対する万全のセキュリティを確保すること。

③ 完全性について

各サーバへのアクセスは、ファイアーウォールにより事業者側からのみ可能な設定とすることとし、さらにデータベースサーバはローカル接続のみとして限られた者のみしかアクセスが出来ない状態になっていること。また、運用ツールの利用は事業者内のネットワークからのみ接続可能とし、さらに２段階の認証を持って接続を許可する仕様とすること。

④ 可用性について

サーバ、電力ともに冗長構成を取ること。電力はループ受電で 2 系統確保し、冗長構成の自家発電機を装備、約 2 日間の電源供給が可能であること。並列冗長構成の完全に独立した UPS 電源システムを保持し、常時安定した電力をラックに供給できること。

(2) サーバ保守の運用体制について

① 情報管理責任者及び情報システムの施設管理者を設置し、施設管理を行うこと。各管理者は、施錠管理の徹底、定期的な点検、保守、動作確認を行うこと。

② 点検内容

・毎日のエラーログの確認を行うこと。

・SNMP を用いた負荷情報の記録を行い、月１回記録/検討を行うこと。

・全サーバに対し、Nagios 及び独自開発ツールを用いて死活監視を行うこと。停止を検知した際には、緊急通知等により事業者担当との連絡体制がとられていること。

③ 確認方法

・施錠、入退室管理表への記録及び施錠確認表への記録を行うこと。

④ サーバの保管場所の条件

・施錠が可能かつ冗長電源を有し、空調設備が整備されていること。

・２４時間の対応が可能であること。

(3) 社内の機密性保持のためのチェック体制について

ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）で定められた対応に従い、１つ以上の脅威がつけ込むかもしれない可能性があるものを脆弱性と定義して、すべての情報資産に

対して年一回情報資産の洗い出しを行い、脆弱性については以下の定義でチェック（評価）を行うこと。

・ 弱点は少ない（適切な管理策が講じられていて安全である）
・ 通常の利用状況（管理策が講じられているが改善の余地がある）
・ 弱点は多い（改善の余地がある）

その結果、リスクの受容基準を設定、また、リスクの受容可能レベルを特定し、リスクの特定結果を記録すること。受容出来なかったリスクについては、対応計画を策定し管理策を実施すること。

(4) サービスのバージョンアップ時におけるプログラム上の脆弱性に関する確認方法について

バージョンアップのランク付けを行い、４段階中３段階以上に関しては、詳細品質保証試験項目書に添った試験を行うこと。

詳細品質保証試験項目について

・実施時期：４段階中３段階以上（修正パッチ以上）のバージョンアップ毎
・実施環境：リリース候補版のレビュー環境において実施
・試験項目：各 API レベルでの試験とツールを用いたインターフェース試験のほか、XSS や SQL インジェクション等の脆弱性試験などを実施

(5) ハードディスクの廃棄方法について

ハードディスクは、廃棄処理が発生した時点で速やかに、情報システム担当者が処理を行った後、廃棄業者へ委託すること。業者選定には、与信審査を行うこと。

(6) ログイン等について

ユーザー認証方法について

・ユーザーID による識別、パスワードによる認証を行うこと。管理機能へのアクセスについては、さらに管理者パスワードの認証を行うこと。

5 著作権･知的財産権等

(1) 納入成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合、日本学術会議事務局が特に使用を指示した場合を除き、受注事業者は当該著作物使用に際して、費用負担を含む一切の使用許諾条件等（ソースコード含む）につき、日本学術会議事務局の了承を得ること。

(2) 本件仕様書に基づく作業に関して、第三者との間で著作権に関わる権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら日本学術会議事務局の責に寄与する場合を除き受注事業者は速やかに日本学術会議事務局に通知するとともに、自らの責任と負担について一切の処理を行うこと。なお、日本学術会議事務局が、紛争等の事実を知った場合、速やかに受注事業者に通知することとする。

6　機密情報の取扱い

(1) 本仕様書に契約期間中及び契約終了後において、日本学術会議事務局が提供した情報を第三者に開示し、または漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。

(2) 日本学術会議事務局と協議の上で本業務の一部を第三者に請け負わせる場合には、当該第三者にも秘密保持の徹底を図ること。

(3) 提供する資料は、原則として貸出によるものとし、作業終了後速やかに返却すること。また、当該資料の複写及び第三者への提供はしないこと。

(4) 提供した情報を第三者に開示することが必要である場合には、事前に日本学術会議事務局と協議の上、了承を得ること。

(5) 「内閣府本府セキュリティポリシー」「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準」「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準」等に準拠すること。

7　納入・検収

(1) 納期　平成 27 年 4 月 1 日 (水)

(2) 納入

以下①のサービスの利用を可能とし、②③の成果物を納品するものとする。

① 本仕様書において規定されるビデオ会議システム

② 利用者マニュアル（エンドユーザ用、システム管理者用）

③ システム設計仕様書

(3) 納入場所

システムは、利用するサーバにインストールされること。その他の納品物は、日本学術会議事務局企画課情報係に納入のこと。

別　記

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1　次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1)　契約の相手方として不適当な者

ア　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2)　契約の相手方として不適当な行為をする者

ア　暴力的な要求行為を行う者

イ　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ　その他前各号に準ずる行為を行う者

2　暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3　下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以

降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4　暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。